

# Weekly Report

第 770 号

令和6年11月6日

## 税金や社会保険に係る「年収の壁」

現在、国の政策協議をめぐり「年収103万円の壁」が話題となっていますが、会社員の配偶者等（被扶養者）がパート等で働く場合に意識する年収の壁には、税金や社会保険に係る複数の壁があります。

### ◆税金に係る年収の壁

◎103万円の壁……所得税が課税されるラインとなります。パート収入から差し引く給与所得控除（最低55万円）と基礎控除（48万円）の合計が103万円となるため、所得がパート収入のみで年収103万円以下の場合、所得税は課税されません。また、扶養している方が配偶者控除（38万円）や扶養控除（38万円）を受ける場合の配偶者等の年収ラインでもあります。なお、配偶者の年収が103万円超でも配偶者特別控除（最大38万円）が受けられます。

◎150万円の壁……配偶者特別控除で38万円の控除額が受けられる配偶者の年収ラインとなり、150万円を超えると控除額は段階的に減少します。

◎201万円の壁……配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収ラインであり、201.6万円以上になると控除は受けられません。

### ◆社会保険に係る年収の壁

◎106万円の壁……被保険者数51人以上の事業所で働く短時間労働者が社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる場合の年収ラインとなり、月額賃金が8.8万円以上（年収換算で約106万円）などの基準を満たす場合は自身が被保険者となります。

◎130万円の壁……上記以外の事業所で働く短時間労働者が被扶養者から外れる場合の年収ラインとなり、130万円以上になると自身で国民年金・国民健康保険などに加入します。

## 令和5年度における黒字申告割合は36%

国税庁が公表した「令和5事務年度における法人税等の申告実績」によると、法人税の申告件数は317万6千件で、その申告所得金額は過去最高となる98兆2781億円（前年度比15.6%増）、申告税額は17兆3924億円（同16.7%増）となり、ともに4年連続の増加となりました。

申告件数のうち黒字申告は114万3千件（同1.1%増）で、その割合は36.0%（同0.2ポイント減）となっており、黒字申告1件当たりの所得金額は8598万円でした。

一方、赤字申告の申告欠損金額は15兆5926億円（同10.5%減）で、1件当たりの欠損金額は767万円（同12.1%減）となっています。

## ★★★ 11月のチェックポイント ★★★

※フリーランス法が施行されるので、特に発注事業者は義務や禁止行為を理解しておきます。

※自転車運転中の「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の罰則が強化されるので注意します。

※11月は「下請取引適正化推進月間」です。

※年末調整に向けて準備します。今年は定額減税に伴う事務があり、年末調整時に減税額の計算に含める扶養親族等の確認などが必要です。

※年末の資金繰り計画を確認するとともに、売掛金の回収に努めます。